

## 海老名いきいきセミナー第3回(全3回)日程表

日付	時間	内容
①10月2日(金)		食の変遷とちょっとお酒の話
②10月9日(金)	10時~11時30分	身近な食には話題いっぱい
③10月16日(金)		発酵食品は知恵の泉

元気で明るく充実した人生を送るために、心と体の健康が大切です。今回の海老名いきいきセミナーは、冷蔵庫や食卓にある身近な食について楽しく学ぶ全3回の講座です。ぜひ、ご参加ください。

▼会場 えびな市民活動センター  
タービナレッジホール

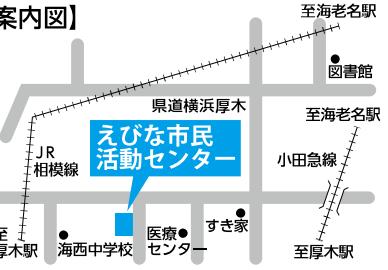
■内訳図

JR相模線  
至厚木駅  
県道横浜厚木  
えびな市民活動センター  
医療センター  
すき家  
至厚木駅  
至海老名駅  
図書館  
至海老名駅  
小田急線  
西蔵慶氏  
東京農業大学名誉教授・中  
間住公課(235)9606

## 海老名いきいきセミナー 第3回日本の食卓は学びの宝庫

問市民活動推進課(235)4794

### 【案内図】



- ▼対象 市内在住・在勤の方で全ての講座が受講できる方
- ▼定員 先着80人
- ▼講師 西蔵慶氏 東京農業大学名誉教授・中間住公課(235)9606
- ▼費用 1,500円(1講座500円、申し込み時に3回分を徴収)
- ▼申し込み 9月15日(火)から、直接市民活動推進課へ。

- 内訳図
- ▼対象 65歳以上で、食事に関して心配があり、調理方法を勉強したい方
- ▼会場 保健相談センター
- ▼費用 無料
- ▼定員 20人初めての方優先、応募多数の場合は抽選
- ▼持ち物 エプロン・三角巾(パンダナ可)・布巾・手拭きタオル
- ▼申し込み 9月30日(水)までに、電話で高齢介護課へ。

- 内訳図
- ▼対象 65歳以上の方
- ▼会場 各会場40人(応募多数の場合抽選)
- ▼費用 無料
- ▼持ち物 室内履き・筆記用具・飲料
- ▼講師 横浜YMCA作業療法士または健康運動指導士
- ▼申し込み 9月25日(金)までに、電話で高齢介護課へ。

## 高齢介護課からのお知らせ

問高齢介護課(235)4950

えびな  
健康  
マイルージ  
2015

### 【コグニササイズで認知症予防!】

どちらも「えびな健康マイレージ2015」対象事業です。健康マイレージポイントカードと健康手帳をお持ちの方は、参加時に持参してください。

丈夫な骨を作る食品の組み合わせを学びます。試食あり。

▼日時 10月13日(火)9時30分~12時(受け付けは9時15分から)

▼会場 保健相談センター

▼費用 無料

▼定員 20人初めての方優先、応募多数の場合は抽選

▼持ち物 エプロン・三角巾(パンダナ可)・布巾・手拭きタオル

▼費用 無料

▼申し込み 9月30日(水)までに、電話で高齢介護課へ。

「コグニササイズ」はコグニションマイレージポイントカードと健康手帳をお持ちの方は、参加時に持参してください。

丈夫な骨を作る食品の組み合わせを学びます。試食あり。

▼日時 10月13日(火)9時30分~12時(受け付けは9時15分から)

▼会場 保健相談センター

▼費用 無料

▼定員 20人初めての方優先、応募多数の場合は抽選

▼持ち物 エプロン・三角巾(パンダナ可)・布巾・手拭きタオル

▼費用 無料

▼申し込み 9月30日(水)までに、電話で高齢介護課へ。

## 空き家・空き地 の適正管理を

~「海老名市空き家及び空き地の適正管理に関する条例」を制定~

問住宅公園課(235)9606



適正な維持管理が行われていない空き家や空き地は、さまざまな問題を引き起こす危険があります。そのため、市では空き家などの所有者や管理者に適正な管理を促すことを目的に「海老名市空き家及び空き地の適正管理に関する条例」を制定、10月1日㈭に施行します。

### 【空き家・空き地の所有者などの責務】

所有者または管理者には、所有する空き家や空き地が管理不全な状態にならないように管理する義務と責任があることから、管理不全を原因とする事故などで他人に被害を与えた場合、所有者や管理者が責任を問われる場合があります。定期的に様子を確認し、樹木を伐採するなど、適正な管理を行ってください。

なお、市では空き家の利活用を目的とした空き家リフォーム助成制度を行っています。詳細は、住宅公園課へお問い合わせください。

### 市の対応

市は、管理不全な状態の空き家・空き地の所有者または管理者に対し、状況に応じて左記のことを行います。

#### ①情報提供・調査

市民からの情報提供などから把握した空き家・空き地の実態調査を行います。

#### ②助言・指導

所有者または管理者に対し、適正な管理について助言・指導を行います。

#### ③勧告

改善が見られない場合、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告を行います。

#### ④命令

正当な理由なく勧告に従わない場合、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命令を行います。

#### ⑤代執行

命令を履行しない場合、または履行しても管理不全な状態が改善しない場合、市が代わりに措置を行う代執行を実施します。※代執行にかかる費用は所有者または管理者の負担となります。